

# 民有地の樹木の管理をお願いします！！

## 道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採を

道路沿いの樹木が道路上に倒れたり、枝が落ちたりなどして、大きな交通事故や交通障害（渋滞など）道路附属物損傷などの原因につながることがあります。

道路管理者としても通行車両の安全確保のために、適切なパトロールを行っていきますので、道路に接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただくようお願いします。



道路上への倒木

## 伐採・剪定を行う前に連絡を

民有地の樹木が倒木等によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。

伐採や剪定の作業をする際は、危険が及ばないように通行規制をしたり、作業場所から物が道路上に転がり落ちないように防護措置をお願いします。

作業にあたり、お困りの際などは、ご相談を承りますので最寄りの出張所までご連絡をお願いします。

出張所	管理区間	
三陸道維持出張所 ☎ 0225-96-7651	E45三陸道	鳴瀬奥松島IC ～ 陸前高田長部IC
大船渡維持出張所 ☎ 0192-26-5356	国道45号	陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町
	E45三陸道	陸前高田長部IC ～ 山田南IC
花巻維持出張所 ☎ 0198-26-3211	E46釜石道	東和IC ～ 釜石JCT